受付番号：

受付年月日：

無線設備評価手続　申込書

［申込書に記載された内容は、成績書に反映されますのでご注意下さい。］

一般財団法人　電気安全環境研究所　理事長殿

記入例

Excelにて
ご提出ください

申込者	郵便番号	000-0000
	住所(登記簿記載地)	東京都〇〇区△△**-**-**
	法人名	◇◇株式会社
	役職(登記簿記載役職)	代表取締役社長
	代表者名(登記簿記載名)	安全　太郎
	担当部署	◎◎部
	担当責任者名	安全　次郎

下記の依頼品について本申込書別紙記載事項に同意して評価手続を申込みます。

記

1．依頼品名	JET無線装置			
2．依頼品の型	JET-******			
3．依頼品の定格	周波数：＊.＊GHz帯、変調方式：＊＊＊、出力：＊mW、電源電圧：AC＊＊＊V、電源消費電力：＊W			
4．試験規格(あてはまるものを全て記入ください)				
■	電波法(工事設計認証)	電波法証明規則第2条第1項	第19号、11号の19	に掲げる無線設備
□	電波法(技術基準適合証明)	電波法証明規則第2条第1項	第　　号	に掲げる無線設備
■	申込書作成支援サービス			
□	技術相談			
□	プリチェック(既認証番号)	－		
□	高周波利用設備			
□	微弱無線設備(ELPマーク含む)			
□	電気通信事業法			
□	海外認証(CE)	Ver　.　.		
□	海外認証(FCC 47CFR)	Part　　Subpart		
5．成績書(データ)【海外認証時に使用(電波法では使用しません)　詳細版は数値データとなります】				
□	成績書版	(有料¥60,000)		
□	詳細版	(有料¥ 5,000)		
□	和文	部		
□	英文	部　【英文成績書ご希望の場合は会社名、製品名等の英文情報を別紙添付願います】		
6．試験品分解等の確認　※依頼試験の内容により、試験品を分解し損傷することがあります。				
■	承諾いたします（ご承諾いただきませんと試験着手できません。）			
7．担当者　【お問い合わせ先、請求書の宛名となります。申込者(証書宛名)と異なりますのでご注意ください】 【申込者と同一の場合は同じ箇所を省略可能です。】				
7．1郵便番号		ハイフン付きで入力ください		
7．2住所				
7．3会社名				
7．4所属	◎◎部			
7．5氏名	安全　花子			
7．6電話番号	0312345678	ハイフン無しで入力ください		
7．7Eメールアドレス	anzen****@****.com			
8．その他　【請求書の宛名の変更等、ご要望ご連絡事項があれば別紙を添付願います】				

記載事項

1. 担当者は、評価手続に関する全業務について責任を負います。担当者を変更したときは、その旨直ちに当所に文書で連絡します。

2. 依頼品等及び改善品の受け渡しは下記の事業所とします。なお、これに関する輸送についての責任は申込者とします。

■ 一般財団法人　電気安全環境研究所　東京事業所　東京都渋谷区代々木5-14-12（〒151-8545）（以下JET）

3. 申込者は、試験等の費用を、予納金として概算試験手数料を前納します。

4. 依頼品等に損傷又は欠如があって、当所が申込者にこの旨を通知したときは、申込者はすみやかに対策を講じます。

5. 当所は、試験の結果、試験規格に適合しなかったときは、不適合箇所について申込者に通知します。
その際試験費用が予納金で不足の場合は、申込者は追加額を支払います。

6. 当所は、試験中に依頼品に欠陥が判明し、試験を実施しても試験規格に適合する見込みがないと認められたときは、
①不適合の通知をすること又は、②改善通知にその旨を記載して申込者に試験依頼を取り下げるように勧告します。

7. 当所は、依頼品等を試験終了の状態で返還します。この場合試験によって生ずる解体及び損傷については、当所はその責任を負いません。

8. 申込者は、試験済品等の処理について次のいずれかにチェック「■」を付してください。

■ 着払いにて返送(返送先は担当者欄と同じ)

□ 着払いにて返送(返送先は下記の通り)

住所	〒　　ー
会社名	
担当者名	
電話番号	

□ 引取る

□ 廃棄する（製品により廃棄料金が発生する場合があります、その際は廃棄料金を依頼者が負担します。）

なお、引取りの場合は、成績書等発行の日から60日以内に引き取ります。引取期限内に引き取らないときは、当所で廃棄処分をしても異存はないものとします。

9. この依頼試験業務について申込者の代行者を設定するときは、申込者は委任状を提出しこの代行者に全権限を与え、かつ、全責任を負わせます。

10. 本申込を「認証」のために使用する場合には、認証に関する要求事項を遵守し、かつ、認証される製品の評価に必要なすべての情報を提供します。

11. 申込の範囲において、外部測定が必要な場合は外部の機関を使用することがあります。

12. 申込者およびJETは、申込内容の履行に関して知り得た相手方の機密ならびに本依頼及び個別の内容（締結の事実を含む）を相手方の書面による承諾をえないで第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
ただし次の情報についてはこの限りではありません。
①開示する以前に相手方が知得していた情報。
②開示する以前に公知または公用であった情報。
③申込者又はJETの責によらずして公知または公用となった情報。
④秘密義務を負わずに第三者から正当に開示を受けた情報。
⑤総務省への情報の開示を含む、法令に基づく公権力の発動によって開示を求められた情報。

■ 申込者(代理人含む)は、JETに対し、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、並びに申込者が知る限り自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証します。(表明、保証する場合はチェック「■」を付してください。)

14. 上記すべての項目について、御確認いただけましたら下記にチェック「■」を付してください。

■ **承諾します。（ご承諾頂きませんと試験着手できません。）**